平成２８年（フ）第５３号
山形県南陽市宮内3426番地の６、開始決定時の住所山形県長井市中道２丁目６番12号
破産者　大場　孝七
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第５４号
山形県南陽市宮内3426番地の６、開始決定時の住所山形県長井市中道２丁目６番12号
破産者　大場視英子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第２９号
福島市置賜町８番18号　ＫＳＴ・タツミ501号
破産者　李　　香淑（旧姓・通称石山香織）
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１６８号
栃木県佐野市船越町760番地１、開始決定時の住所群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1987番地376
破産者　ランチボックスこと　栃原二三夫
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６９３号
横浜市保土ケ谷区新井町65番地
破産者　赤坂　泰信
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０７０号
横浜市港南区大久保２丁目29番15号
破産者　齋田富士子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１８０号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目３番12―502号
破産者　若林　淳一
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０４号
横浜市緑区青砥町172番地23　401
破産者　前島　　浩
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０５号
横浜市緑区青砥町770番地７
破産者　前島勢津子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３２５号
横浜市青葉区市ケ尾町408番地４　セブンサイド市ケ尾101号
破産者　風呂川暁子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３３５号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目63番地の９、前住所神奈川県座間市南栗原４丁目10番34―208号クレアール相模野
破産者　酒井　貴大
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３５８号
横浜市旭区柏町７番地７
破産者　木原　　寛
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３５号
川崎市宮前区野川4162番地　ベルウッド野川412、前住所川崎市高津区久末486番地１　プレール日吉台　507
破産者　蒲池恵美子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
川崎市幸区東小倉22番７号
破産者　深津　雄二
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
川崎市高津区溝口６丁目12番13号　ベレーザタナカ　203、前住所川崎市高津区坂戸３丁目２番２―1202号
破産者　田中　　智
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
川崎市多摩区生田６丁目６番１―206号
破産者　生駒　幸夫
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２５号
川崎市多摩区生田６丁目６番１―206号
破産者　生駒　悦子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５３４号
川崎市高津区坂戸３丁目16番12号　ラベンダーハイツ　202、前住所川崎市高津区下作延７丁目１番13号　第７武蔵野ハイツ　108
破産者　加藤　洋一
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係